

ガソリンを購入される皆様へ

## ガソリンの容器への詰替え 販売時の確認について法制化

令和元年7月に京都市で発生したガソリンに起因する爆発火災を受け、法改正のため令和2年2月1日からガソリンの容器詰替え販売時に以下の事項が義務化になりますので、ガソリンスタンドなどで購入する際に確認されることとなります。

- ① 購入者に対する本人確認
- ② 購入した使用目的の確認
- ③ 販売記録の作成

※ 本人確認の書類例 運転免許証 マイナンバーカード パスポート等

※ 本人確認は、省略できる場合があります。

- (1) ガソリンスタンドの会員証等で本人確認ができる場合
- (2) 既に本人確認を行った場合
- (3) 継続的な取引がある場合



★ ガソリンは灯油用ポリ容器で購入することはできません!!  
ガソリン携行缶を利用ください。



問合せ先  
宮津与謝消防組合消防本部  
予防課  
電話 0772-46-6125